2　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

以　上

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　和歌山弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　名　楠見　宗弘
　登録番号　15178
　事 務 所　和歌山県和歌山市五番丁10五番丁ビル4階
　楠見宗弘法律事務所
3　処分の内容　除名
4　処分が効力を生じた年月日
　平成23年4月7日
平成23年4月18日　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　名　小林　正明
　登録番号　18118
　事 務 所　東京都港区芝3―18―2
　弁護士法人武蔵総合法律事務所
3　処分の内容　業務停止1年6月
4　処分が効力を生じた年月日
　平成23年4月12日
平成23年4月18日　日本弁護士連合会

公示送達

長野　泰洋　氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第13条第3項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した平成23年5月11日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀委員会平成22年綱第370号異議申出事案の決定通知及び決定書謄本

平成23年5月11日　日本弁護士連合会

公示送達

椿　康雄　氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程第12条第3項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した平成23年5月11日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会懲戒委員会平成23年懲（異）第2号異議申出事案の決定通知書及び決定書謄本

平成23年5月11日　日本弁護士連合会

弁護士記章規則（規則第三十五号）中一部改正公告

弁護士記章規則（規則第三十五号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十三年四月十四日

日本弁護士連合会

弁護士記章規則（規則第三十五号）中一部改正

第十三条第三項を次のように改める。

3　第十条第三項及び第四項の規定は、前項に規定する毀損による弁護士記章の再交付に関する費用及びその納付の免除について準用する。

第十三条に次の二項を加える。

4　第一項に規定する修理の申請をした弁護士は、修理に要する費用を所属弁護士会を通じて連合会に納付しなければならない。

5　第八条第三項の規定は、前項の修理に要する費用の納付の免除について準用する。

附　則

第十三条第三項の改正規定及び同条に二項を加える改正規定は、平成二十三年四月十五日から施行し、平成二十三年三月十一日から適用する。

外国法事務弁護士記章規則（規則第四十三号）中一部改正公告

外国法事務弁護士記章規則（規則第四十三号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十三年四月十四日

日本弁護士連合会

外国法事務弁護士記章規則（規則第四十三号）中一部改正

第九条第一項中「官報」を「、官報」に改める。

第十条の見出しを「（紛失届の取下げ）」に改め、同条第一項中「取下げる」を「取り下げる」に改め、同条第三項中「取下げられた」を「取り下げられた」に「公告費用」を「、公告費用」に改める。

第十一条第一項中「且つ外国法事務弁護士名簿」を「かつ、外国法事務弁護士名簿」に改める。

第十四条第一項中「再交付」の下に「又は修理」を加え、同条第二項中「毀損届の受理後」を「毀損届及び再交付申請を受理したときは」に、「且つ外国法事務弁護士名簿」を「かつ、外国法事務弁護士名簿」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第十一条第三項及び第四項の規定は、前項に規定する毀損による外国法事務弁護士記章の再交付に関する費用及びその納付の免除について準用する。

第十四条の見出し中「再交付」を「再交付等」に改め、同条に次の二項を加える。

4　第一項に規定する修理の申請をした本人は、修理に要する費用を所属弁護士会を通じて連合会に納付しなければならない。

5　第九条第三項の規定は、前項の修理に要する費用の納付の免除について準用する。

附　則

第九条第一項、第十条の見出し並びに同条第一項及び第三項、第十一条第一項並びに第十四条（見出し及び同条に二項を加える部分を含む。）の改正規定は、平成二十三年四月十五日から施行し、平成二十三年三月十一日から適用する。

弁護士等の身分証明書の発行に関する規則（規則第六十号）中一部改正公告

弁護士等の身分証明書の発行に関する規則（規則第六十号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十三年四月十四日

日本弁護士連合会

弁護士等の身分証明書の発行に関する規則（規則第六十号）中一部改正

第十条中「但し」を「ただし」に改める。

第十三条第一項中「但し」を「ただし」に、「申立」を「申立て」に改める。

第十七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により第十条第二号（法律事務所、外国法事務弁護士事務所又は沖縄弁護士法律事務所の住所の変更に係るものに限る。）、第三号又は第四号の規定に基づく新たな身分証明書の発行の申請をした場合は、発行手数料の納付を要しない。

第十七条第二項中「前項の」を「前項本文の規定により納付された」に改める。

附　則

第十条、第十三条第一項並びに第十七条第一項ただし書（新設）及び第二項の改正規定は、平成二十三年四月十五日から施行し、平成二十三年三月十一日から適用する。